

「平成十七年四月一日から施行されます。」

注 「e文書法」 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の通称

平成十七年四月一日から「e文書法」が施行され、これまで紙での保存を義務づけられていた、税務関係帳簿書類（契約書、領収書等）、医療関係書類（定款、株主総会議事録等）などの電子保存が容認されます。

文書の電子保存について



経済界全体の保存コスト試算
年間約3,000億円



1 文書の電子保存について

文書の電子保存については、既に国等から行政機関への申請・届出等の書類は電子メールでも送付可能となっており、また、企業から顧客に交付する契約書類は電子メールでも送付

文書の電子保存については、既に国等から行政機関への申請・届出等の書類は電子メールでも送付可能となつていて、このため、倉庫等における書類の保管コストなど、企業にとって負担となる部分も、これらの電子化が認められておらず、企業はこれらの書類を紙で保存する必要がありました。

可能となつています（行政手続オンライン化法〔平成十五年二月施行〕など）。しかし、帳簿書類、領収書、注文書等の文書の電子的な保存は未だ法律で認められておらず、企業はこれらの書類を紙で保存する必要があります。このため、倉庫等における書類の保管コストなど、企業にとって負担となる部分も、これらの電子化が認められれば、電子化のコストを差し引いても、相当のコスト削減効果が期待できます。

2 e文書イニシアティブについて

e-Japan戦略II加速化パッケージでは、IT規制改革の推進のため、法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようすることを、統一的な法律（通称「e文書法」）の制定等により行う

こととしました。

このため、電子保存の容認の要件、対象範囲等について早急にとりまとめ、二〇〇四年六月にIT戦略本部に報告を行い、同年十月に法案を国会に提出し、十一月にはe文書法が可決・成立了ました。（内閣官房及び関係府省）

3 e文書法のポイント

（1）趣旨
民間への紙による文書保存義務について、原則として電子保存を容認します。
民間の文書保存コストを軽減します。
（電子保存とは、当初から電子的に作成された書類を電子的に保存すること）

（2）対象範囲
通則法により措置する法律数は、約二百五十本が対象となっています。（例：医師法・診療録、商法・損益計算書）

（3）施行日
この法律は、平成十七年四月一日から施行されます。

民間	行政
申請・交付等	IT書面一括法(H12.11)、商法改正法(H13.11)により、主要な手続について措置済み <措置された主なもの> 民間商取引で書面交付が義務化されているもの【例：旅行業法（旅行事業者の書面交付義務）】組合における議決権会社書類関係の電子化（議決権の電磁的行使など）
保存・閲覧等	行政手続オンライン化法(H15.2)により、ほぼ全て措置済み <オンライン化されたもの> 行政機関への申請 行政機関からの交付、通知等 行政機関が行う縦観、閲覧 経団連をはじめとして民間から強い規制緩和要望 ここが電子化できれば、書面の交付から保存・縦覧まで、一貫した電子化が可能に。

e文書法の概要

通則法

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

- 第1条関係（目的規定） 民間事業者等が電磁的記録による保存等をできるようにするための共通事項を定める。
- 第2条関係（用語の定義）
- 第3条～第6条関係
- 保存等の電磁化可能規定
- 書面のみなし規定
- その他（第7条～第9条関係） 地方公共団体における推進、経過措置、主務省令の定義

整備法

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- 通則法との調整等 通則法の規定では手当てが十分ではないもの等について、個別法（72本）の一部改正により所要の規定を整備
- 電磁的記録による保存を容認する際に必要な特別な手続規定（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律等）
- 立入検査の対象に電磁的記録を追加（行政書士法等）

e文書法により電子保存が容認される文書の主な例

1. 税務関係帳簿書類（契約書、領収書、見積書、納品書、注文書等）
関係法令：所得税法、法人税法、地方税法等
保存期間：7年間
2. 医療関係書類（診療録、処方せん等）
関係法令：医師法、歯科医師法、薬剤師法等
保存期間：5年（診療録）3年（処方せん）
3. 会社関係書類（定款、株主総会の議事録、営業報告書等）
関係法令：商法、銀行法、証券取引法等
保存期間：10年（本店）5年（支店） 商法上の株主総会の議事録の保存期間

問い合わせ先
沖縄総合事務局経済産業部産業課 ☎ 098-866-0031(内285)